



島根県報

平成21年9月8日（火）

第2,118号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

生活保護法の規定による医療機関の指定	（地 域 福 祉 課）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業廃止の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定医療機関の事業再開の届出	（ " ）	2
生活保護法の規定による介護機関の指定	（ " ）	2
生活保護法の規定による指定介護機関の事業廃止の届出	（ " ）	3
生活保護法の規定による指定介護機関の名称変更の届出	（ " ）	4
保安林の指定（3件）	（森 林 整 備 課）	4
保安林予定森林	（ " ）	5

【公 告】

土地区画整理組合の設立の認可	（都 市 計 画 課）	6
----------------	-------------	---

告 示**島根県告示第645号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、同法による医療扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	指定年月日
たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	平成21年8月25日

島根県告示第646号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
KAZUKI プライベートクリニック	松江市朝日町484-13 三洋苑第2ビル5F	平成21年8月1日
ウエーブすふ薬局	浜田市周布町イ61-1	平成21年8月3日

島根県告示第647号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関の事業の再開の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医療機関の名称	所在地	再開年月日
調剤薬局 タギ 高津店	益田市高津六丁目14番30号	平成21年8月10日

島根県告示第648号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
社会福祉法人 あおぞら福祉会	雲南市大東町下阿用691番地2	訪問介護	訪問介護事業所 あおぞら	雲南市大東町下阿用489番地	平成21年7月30日
社会福祉法人 あおぞら福祉会	雲南市大東町下阿用691番地2	介護予防訪問	訪問介護事業所	雲南市大東町下阿用	平成21年7月30日

おぞら福祉会	691番地2	介護	あおぞら	489番地	
竹原 茂久	浜田市相生町4215番地	居宅療養管理指導	たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	平成21年 8 月 25 日
竹原 茂久	浜田市相生町4215番地	介護予防居宅療養管理指導	たけはら歯科クリニック	浜田市相生町4215番地	平成21年 8 月 25 日
株式会社 ネクス トプランニング	出雲市今市町北本町 2丁目3-22	居宅療養管理指導	株式会社 ネクス トプランニング 大社だんだん薬局	出雲市大社町杵築南 1353-3	平成21年 8 月 5 日
株式会社 ネクス トプランニング	出雲市今市町北本町 2丁目3-22	介護予防居宅療養管理指導	株式会社 ネクス トプランニング 大社だんだん薬局	出雲市大社町杵築南 1353-3	平成21年 8 月 5 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	居宅療養管理指導	末次調剤薬局	松江市末次町60	平成21年 8 月 10 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	介護予防居宅療養管理指導	末次調剤薬局	松江市末次町60	平成21年 8 月 10 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	居宅療養管理指導	乃木調剤薬局 田 和山店	松江市田和山町111 番地	平成21年 8 月 10 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	介護予防居宅療養管理指導	乃木調剤薬局 田 和山店	松江市田和山町111 番地	平成21年 8 月 10 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	居宅療養管理指導	リズム調剤薬局	松江市東奥谷町144 -13	平成21年 8 月 10 日
有限会社 乃木調 剤薬局	松江市浜乃木二丁目 7番13号	介護予防居宅療養管理指導	リズム調剤薬局	松江市東奥谷町144 -13	平成21年 8 月 10 日
医療法人 かんど 会	出雲市西新町2丁目 2457-3	訪問リハビリ テーション	クリニック か んど	出雲市西新町二丁目 2457-7	平成21年 8 月 14 日
医療法人 かんど 会	出雲市西新町2丁目 2457-3	介護予防訪問 リハビリテー ション	クリニック か んど	出雲市西新町二丁目 2457-7	平成21年 8 月 14 日

島根県告示第649号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年 9 月 8 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業 者		廃止する事業	事業 所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地		名 称	所 在 地	
社会福祉法人 あ おぞら福祉会	雲南市大東町下阿用 691番地2	介護予防認知症 対応型通所介護	老人デイサービス センター あおぞ らの家	雲南市大東町東阿用 83番地1	平成20年 4 月 1 日
社会福祉法人 あ	雲南市大東町下阿用	介護予防認知症	老人グループホー	雲南市大東町東阿用	平成20年 4 月 1 日

おぞら福祉会	691番地2	対応型共同生活 介護	ムとぎしの家	83番地1	
--------	--------	---------------	--------	-------	--

島根県告示第650号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の名称の変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者		実施する事業	事業所		変更年月日	
名称	主たる事務所の所在地		名称			所在地
			変更前	変更後		
株式会社 ウィードメディカル	鳥取県鳥取市商栄町115番地1	福祉用具貸与	有限会社 ウィードメディカル	株式会社 ウィードメディカル	松江市東津田町1731番地10	平成21年8月17日
		介護予防福祉用具貸与	松江営業所	松江営業所		
		特定福祉用具販売				
		特定介護予防福祉用具販売				

島根県告示第651号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

飯石郡飯南町下島3265、3269、3272から3274まで、3277から3279まで

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第652号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
浜田市相生町1566-2、1566内3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第653号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林の所在場所
飯石郡飯南町上赤名3001-3
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び飯南町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第654号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
安来市黒井田町字浦ヶ部728-1
-

- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び安来市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第14条第1項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の設立を認可したので、同法第21条第3項の規定により公告する。

平成21年9月8日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 組合の名称
安来市今津道マン土地区画整理組合
- 2 事業施行期間
平成21年9月8日から平成25年3月31日まで
- 3 施行地区
安来市今津町字道マンの一部
- 4 事務所の所在地
安来市今津町495番地
- 5 設立認可の年月日
平成21年9月8日
- 6 事業年度
毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 7 公告の方法
4の事務所の掲示板及び安来市役所の掲示板に掲示する。